

震災廃棄物受け入れ（広域処理）に関する公開再質問状

1 について

質問1)

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（以下特措法）」は以前からある原子力基本法以下、原子力・放射能に関する法体系にその根拠を持たないことを私たちは問題視しております。広域処理は阪神大震災の時も一部行われており、瓦礫が発生した自治体以外で処理されていた事例が過去にあることは知っておりました。原子力・放射能に関する法体系は、各関連施設から放射能、放射性物質が漏れ出ないことを前提としており、例えば水質汚濁防止法などには放射性物質に関連した項目がないことから分かるように、一般市民の生活に関する法律とは別の体系を形作っています。しかしながら、今回の「特措法」では、放射能の危険から一般市民の生活を守る姿勢が大きく後退している点を私たちは危惧しております。日弁連も法整備の必要性を提言していますが、予防原則の姿勢が後退した「特措法」の順守ではなく、以前からある法体系の順守を強く求めます。言い換えれば、私たちは、以前からある法体系ではなく、「特措法」を順守しようとする秋田県ならびに県内自治体の姿勢に大きな疑問を持っており、矛盾したまま併存する法律の解釈を質問いたしました。

「特措法」とそれ以前の原子力・放射能に関する法律との矛盾点についてどう思いますか。お答えください。

質問2)

国・環境省が「災害廃棄物の広域処理は『特措法』の対象になっていない」と述べているにもかかわらず、この法的根拠がない広域処理を、秋田県と県内自治体は、それでもなお、行なうつもりかどうかお答えください。

質問3)

国・環境省は100ベクレルが原子力基本法に定められたクリアランスレベルであることを認めています。クリアランスレベルは、この法律下で原子炉の解体に伴い、その再利用を円滑に行うために、「十分に低い値であるから放射性物質として扱う必要がないとする値（クリアランスレベル）」と定められました。従って、国・県・県内自治体が「100ベクレル以下で問題のないレベルだから」と震災瓦礫の焼却の根拠としてあげることが不適當であることを意味します。今後も「100ベクレル以下は問題がない」と考えていくのですか。お答えください。

質問4)

『なぜ「城内処理」を「広域処理」に変えたのか』という質問に対しての回答がありませんでしたので、回答していただくよう求めます。

2 について

質問5)

「廃掃法」の基本方針は、お答えの通り廃棄物の減量その他のために適正な処理を行うことを求めています。そして、この法律ではこの考え方が徹底し再利用な